

別添4

○平成 年総務省告示第 号（無線設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第二十九項及び第四十九条の二十三の二第五号の規定に基づき、同令第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

一 送信装置

- 1 等価等方輻射電力は、一七・八デシベル（ワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下であること。
- 2 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(一) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル以下の無線設備

周波数帯	等価等方輻射電力
一、〇〇〇 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz 幅における尖頭電力が (一) 八七デシベル以下
一、〇〇〇 MHz を超え一、五二五 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz 幅における尖頭電力が (一) 七七デシベル以下
一、五二五 MHz を超え一、五五九 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz 幅における平均電力が (一) 九七デシベル以下
一、五五九 MHz を超え一、六一〇 MHz 以下	任意の一 MHz 幅における平均電力が (一) 七〇デシベル以下
一、六一〇 MHz を超え二・七五 GHz 以下	任意の一〇〇 kHz 幅における尖頭電力が (一) 七〇デシベル以下

(二) 最大等価等方輻射電力が一五デシベルを超える無線設備

周波数帯	等価等方輻射電力
一三〇 MHz 以下	任意の一二〇 kHz 幅における尖頭電力が (一) 八四・八デシベル以下
一三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	任意の一二〇 kHz 幅における尖頭電力が (一) 七七・八デシベル以下
一、〇〇〇 MHz を超え一、五一八 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz 幅における尖頭電力が (一) 七二デシベル以下

1、五二八 MHz を超え1、五三五 MHz 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が (一) 七二デシベル以下
1、五三五 MHz を超え1、五五九 MHz 以下	任意の3 kHz 幅における平均電力が (一) 一〇三デシベル以下
1、五五九 MHz を超え1、六〇五 MHz 以下	任意の1 MHz 幅における平均電力が (一) 七〇デシベル以下
1、六〇五 MHz を超え1、六一〇 MHz 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下 $-80 + 8/5 (f - 1605) \text{ デシベル}$ f は、MHz を単位とする周波数とする。
1、六一〇 MHz を超え1、六二五・八 MHz 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が (一) 七二デシベル以下
1、六二五・八 MHz を超え1、六六一・二 MHz 以下	任意の3 kHz 幅における平均電力が (一) 六三デシベル以下
1、六六一・二 MHz を超え1、七〇四・五 MHz 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が (一) 七二デシベル以下
1、七〇四・五 MHz を超え10・七 GHz 以下	任意の100 kHz 幅における尖頭電力が (一) 七二デシベル以下
10・七 GHz を超え二二・二 GHz 以下	任意の100 kHz 幅における尖頭電力が (一) 六六デシベル以下
二二・二 GHz を超え四〇 GHz 以下	任意の100 kHz 幅における尖頭電力が (一) 六〇デシベル以下

## 二 受信装置

副次的に発する電波等の限度は前項第二号に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。